

入札改革における総合評価方式の導入に関する一考察

指導教員 和久 昭正 准教授

南口 良介

1. はじめに

日本の建設業界は長年に亘り談合を必要悪として容認してきた。しかし、最近の名古屋市営地下鉄談合事件に象徴されるように談合がマスメディアに注目され始め世間が広く談合の存在を認識し始めた。そこで、改正独占禁止法に代表されるような様々な法律や制度で談合を取り締まろうという動きが高まった。これが現在に至るまでの入札改革の始まりだといえる。

しかし、談合を取り締まることで低価格入札という新たな問題が生じ始めた。極度に低い価格では工事の質が保てるわけがなく、工事の質が低下しだした。現状の価格のみの競争では、質よりも低コストを重視する不良・不適格業者が有利となってしまう。こういった背景から公共工事の品質を守るためには「価格」のみの競争ではなく、「価格」と「品質」の2つの軸から競争する必要があることが明らかになった。

本論文では、導入されて間もない総合評価方式の抱えている問題点を明確にした。そして、対策を立てることで都道府県や市町村単位での総合評価方式の高い導入率を目指すにはどうすればいいかという考察を行った。

2. 公共工物品確法

公共工物品確法は、「価格のみの競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図るものである。すなわち安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、公共工事の品質を確保するものである。なお、同法は総合評価方式と一体となって諸問題に対応するものである。

同法は、

- ①談合の排除
 - ②ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除
 - ③コスト縮減
- を目的としている。

また、同法の示す「公共工事の品質」には、工事の目的物の品質だけでなく工事の効率性、安全性、環境への配慮などの工事実施段階における特性、言い換えれば工事そのものの質も含むと規定されている。このため目的物が完成している物品調達は含まないが、公共工事の品質に関わるものはすべて同法の適用の対象となる。その対象には、維持管理業務など工事請負契約、品質を確保するための調査・設計業務なども含まれる。

3. 総合評価方式

1) 評価項目

総合評価方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるために価格と価格以外の要素の両方で評価するものである。その結果、公共工事の品質確保を図る新しい落札方式のことである。価格以外の要素の評価項目は、

- ①入札価格以外の総合的なコストの削減
 - ②工事目的物の性能・機能の向上
 - ③社会的要請への対応
- の3つに分けられる。

2) 除算方式と加算方式

具体的に総合評価方式を使って落札者を決定する際には、「除算方式」と「加算方式」を用いて「評価値」を算出する。

除算方式とは、価格以外の要素を数値化した「技術評価点」(標準点+加算点)を応札価格で割って評価値を算出する手法である。除算方式で算出される評価値は、Value For Moneyの考え方によるものであり、価格当たりの工事品質を表す。この評価値が最も高い者が落札者となる。しかし、除算方式は低価格入札の影響を受けやすいという問題点も持つ。

図1に除算方式の考え方を示す。

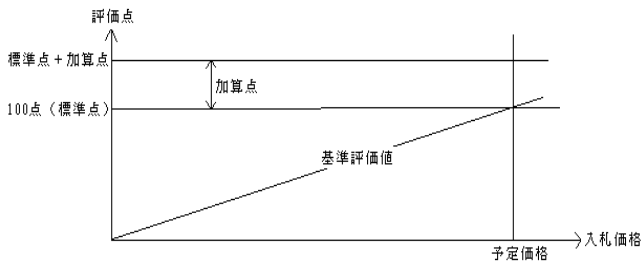


図1 除算方式

評価値＝技術評価点/価格

＝(標準点＋加算点)/価格

技術提案に応じた加算点の満点は、10～50点の範囲内とする。

加算方式は、応札価格を一定のルールに沿って点数化した「価格評価点」と価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで評価値を算出する手法である。加算方式は除算方式と比較すると低価格入札の影響を受けにくいという特徴を持つ。

価格評価点の算出方法

- ・ $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$
- ・ $100 \times \text{最低価格} \div \text{入札価格}$

評価値＝技術評価点＋価格評価点

技術評価点は、10～30点の範囲内とする。

総合評価方式は、特に小規模な工事を除き、施工上の技術的な課題があるすべての公共工事に適用するものとしている。また、工事の規模に応じて簡易型、標準型、高度技術提案型の3種類に分けられる。図2に工事の選定方法を示す。

	技術的な工夫の余地	求める技術提案
簡易型	小	なし
標準型	大	一般的なもの
高度技術提案型	大	高度技術や優れた工夫を含むもの

図2 工事の選定方法

標準型・高度技術提案型については、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることが

できる。

さらに高度技術提案型については、競争参加者から技術提案を求め、それぞれの提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるように予定価格を作成することができる。

4. 総合評価方式が抱える課題と対策

①総合評価方式の導入による発注者の負担の増加：

インハウスエンジニアの不足、事務処理の増加
対策：手続きの簡略化

第3者機関の設置と民間への業務の委託

②自治体間の情報の共有化：

自治体間のつながりの弱さ

各自治体での工事の評価項目設定基準のバラつき

対策：総合評価方式の詳細なマニュアルの作成

類似工事ごとの評価項目データベースの作成

③加算方式と除算方式の採用方法：

除算方式を主流としている現行の体制では、低価格入札に対応できるとはいえない。

対策：工事ごとに柔軟に使い分けるなど、両方式の併用

各方式の評価値の算出方法の見直し

5. おわりに

入札改革の一環としての総合評価方式の導入により、「価格競争」からの脱却を図り、「価格」と「品質」に総合的に優れた調達を目指すということで入札改革は一定の成果を得られた。ゆえに、これから同方式を取り入れていく自治体は増えていくだろうと考えられる。

今後、入札状況や工事着工から完成までの監視を強化し、検証をしていくことで、自治体が総合評価方式を新たに導入しやすい環境が整い、同時に透明性の高い公正な入札を実現し、公共工事の入札制度を取り巻く環境の正常化をもたらしていくと考えられる。

<参考文献>

国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン